

〈公益財団法人日本ソフトテニス連盟指導による 指導基本規程と指導基本規程違反救済申立委員会について〉

4月12日に開催されました「京都府ソフトテニス連盟理事会」で報告されました内容を一部流用して会員にお知らせ申し上げます。

体罰防止や暴力根絶を願い、各支部に新年度4月より、通報・相談窓口として被害申立処理委員会が設置されました。

府連盟規約第20条の6

公益財団法人日本ソフトテニス連盟が定める規定の実効を支援し、違反事項により被害を受けている者を救済する制度を遵守するため、これを担当する委員会を設置する。併せて指導基本規程普及委員を選任する。

- ①救済申立処理委員会（委員3名）
- ②指導基本規程普及委員（委員4名）
- ③事務局員2名

以上でスタートしましたので、救済申立書（記入用紙）をご参照願います。

また、（公財）日本ソフトテニス連盟に、「指導基本規程違反救済審査委員会」が設置されましたので、併せてご参照願います。

※「指導基本規程違反救済審査委員会」とは

・・・中略・・・当事者が、事実の認定や既定の解釈などその適用の結果に不満を持つことも有ります。そうした場合には不適切や誤りの有無を再度審査する制度を持つことが適切です（※不服の申立については・・・規程第10条参照）

※支部・加盟団体が適格な運営を行っていただくことと、支部が加盟団体を把握できる機会として、また不祥事を生じさせないことと、万一不祥事が生じた時の対応のため、各団体が組織化を図るようお願い申し上げます。